

報告第2号

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事会組織及び運営に関する規程を次のように定める。

平成15年6月30日

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事会組織及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第11条第2項の規定に基づき、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事から互選することとする。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 幹事会は必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職 名		
大 平 町	助 役	総務課長	企画財政課長
岩 舟 町	助 役	総務課長	企画課長
藤 岡 町	助 役	総務課長	企画財政課長